

# 一般社団法人三重県建築士事務所協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県建築士事務所協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく団体(以下「法定団体」という。)として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び、建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主(以下「建築主」という。)の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、法定団体としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

2 会員は、建築士事務所憲章及び別に定める倫理規程に則り、社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
  - 二 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
  - 三 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務運営に関する研修及び、建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
  - 四 建築士法に基づく、建築士事務所の登録及び、登録等の閲覧に関する業務
  - 五 建築士法に基づく、登録講習機関からの受託業務
  - 六 建築士事務所の業務の適正な運営及び、建築主の利益の保護に関する調査・研究・広報業務
  - 七 建築設計、工事監理等の業務を通じた地域社会に貢献する事業
  - 八 官公庁等からの受託業務
  - 九 前各号の事業に関する図書並びに、印刷物等の刊行及び配布
  - 十 建築士事務所及び建築士事務所に属する所員の福利厚生の上昇に資する事業
  - 十一 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、三重県内において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第7条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び、一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 三重県内において建築士法に基づき三重県知事又は三重県知事から指定を受けた指定登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
  - 二 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は法人
  - 三 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で会長が推薦し、理事会において承認された個人
  - 四 特別会員 本会の目的達成に特別な関係にある者で会長が推薦し、理事会において承認された個人、団体又は法人
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者のなかから正会員の権利および、義務について委任した者は、正会員とみなす。

#### (入 会)

第8条 正会員又は賛助会員として本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをしてその承認を受けなければならない。

- 2 前項の入会は、理事会が別に定める基準により、その可否を決議し、これを本人に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する入会申し込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。
- 4 名誉会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

#### (入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の権利及び義務)

第10条 会員は、本会に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

- 2 第5条第1項第二号に掲げる事業に関して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求められた会員は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 3 正会員は総会における議決権、役員選挙権及び被選挙権を有する。ただし、会員の持つ権利は各1個とする。
- 4 会員は本会の運営に関していつでも意見を述べることができる。
- 5 会員は、この定款及び倫理規程に則って行動し、本会が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。

- 二 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 正会員のうち、建築士事務所を廃業又は解散したとき、若しくは登録を取り消されたとき。
- 四 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
- 五 1年以上会費を滞納したとき。
- 六 除名されたとき。
- 七 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会)

- 第13条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。
- 2 退会届を受理した時をもって退会とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、次条の規定に該当する場合、若しくは、そのおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

(除名)

- 第14条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 一 本会の定款又は、規程に違反したとき。
  - 二 別に定める倫理規程に違反する行為等により、本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をなしたとき。
  - 三 その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(懲戒)

- 第15条 会員が、法令違反、若しくは理事会が定める懲戒規程に規定する懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の決議を経て懲戒することができる。

## 第4章 役員等

(種類及び定数)

- 第16条 本会に、次の役員を置く。
- 理事 18名以上26名以内
- 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常任理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、正会員のうちから総会の決議によって選任する。ただし、理事及び監事のうち1名以内については、正会員以外から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選とし、理事会の決議によって選任する。
- 3 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事以外の理事の中から、業務を分担執行する理事を選任することができる。
- 4 監事は、本会の役員若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事のうち他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括し、執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、または会長及び副会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 5 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会はあらかじめ指名した理事にその職務を代行させることができる。
- 6 常任理事は、本会の業務を分担執行する。
- 7 専務理事及び常任理事並びに前条第3項に規定する業務を分担する理事は、一般社団・財団法人法第91条第1項第二号に規定する業務を執行する理事とする。
- 8 業務を執行する理事の分担執行する事項は、理事会が別に定める。
- 9 会長、専務理事、常任理事及び前条第3項に規定する業務を分担執行する理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を監査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項の報告をするため必要があると認めるときは会長に対して、理事会の招集を請求することができる。

ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事は直接理事会を招集

することができる。

- 5 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるとき、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事会が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

#### (任期)

第20条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第16条に定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (解任)

第21条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上が出席し総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

#### (報酬等)

第22条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。その額については、総会において別に定める役員等の報酬に関する規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により、別に定める。

#### (取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - 二 自己又は第三者のためにする本会との取引
  - 三 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱いについては、第65条に定める理事会規程によるものとする。

#### (責任の免除)

第24条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める

最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,000 円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長等)

第 25 条 本会に名誉会長、相談役、顧問及び参与（以下「名誉会長等」という。）を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長等は、本会の目的に関し、功労のあった者、又は、学識経験者の中で適任の者とし、理事会において任期を定めた上で選任または解任する。
- 3 名誉会長等は、無報酬とする。
- 4 名誉会長等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 5 名誉会長等は、会長の諮問に応え、または、会長の要請により各種の会議に出席して意見をのべることができる。ただし議決には加わることができない。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 26 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 27 条 本会の総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 28 条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 役員を選任及び解任
  - 二 役員等の報酬の額及びその規程
  - 三 定款の変更
  - 四 各事業年度の事業報告及び決算報告
  - 五 会費及び入会金の金額
  - 六 会員の除名
  - 七 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - 八 解散及び残余財産の処分
  - 九 合併、事業の全部又は一部の譲渡全部の廃止
  - 十 理事会において総会に付議した事項
  - 十一 その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第 30 条第 4 項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 29 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 一 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

二 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

三 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

イ 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

ロ 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

#### (招 集)

第30条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 前項の理事会の議決を要する事案は、次の各号に掲げるものとする。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的及び審議事項

三 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 総会に出席しない会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

3 会長は、前条第2項第二号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面による議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

#### (議 長)

第31条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第32条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (議 決)

第33条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項

について、総会日時の直前の業務時間の終了時までには書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を書面をもって作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上が、記名及び押印をしなければならない。

#### (総会規程)

第36条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第37条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 会長、副会長、専務理事、常任理事及び名誉会長等の選任及び解任
  - 二 業務を分担執行する理事の選任及びその権限の委任
  - 三 理事の職務執行の監督
  - 四 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - 五 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - 六 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - 一 重要な財産の処分及び譲受け
    - 二 多額の借財
    - 三 重要な使用人の選任及び解任
    - 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
    - 六 第24条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

#### (種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度6回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- 四 第19条第4項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は同項ただし書きの規定により監事が招集したとき。

#### (招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第三号により理事が招集する場合及び同項第四号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第二号又は第四号の規定により招集の請求があった場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

#### (議長)

第41条 理事会の議長は、会長の指名により出席者の中から選任する。

#### (定足数)

第42条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (議決)

- 第43条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
  - 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

#### (議決の省略)

第44条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

#### (報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

#### (議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(財産の構成)

第47条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 入会金及び会費の収入
- 二 寄付金品の収入
- 三 財産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(財産の管理及び運用)

第48条 本会の財産の管理及び運用は、会長及び担当常任理事が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定めるものとする。

- 2 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を得て直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会に提出し第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の供覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

- 3 本会は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第51条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の半数以上が出席し、理事総数の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の議決を得なければならない。

第52条 本会がやむを得ない理由により財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、過半数が出席した理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(会計原則)

第53条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第5条第1項第1号から第3号まで、第7条第1項第1号及び第8条第3項の規定は、建築士法の改正がない限りこれを変更することができない。

(合併等)

第55条 本会は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または、一部の譲渡及び廃止をすることができる。

(解散)

第56条 本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第57条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会及び支部

(委員会)

第58条 本会の事業を推進するために必要があるときは、会長は理事会の議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員長は、会員及び学識経験者のうちから、会長が指名し、理事会が選任する。
- 3 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、会長が選任し、理事会の承認を得るものとする。
- 4 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(支部)

第59条 本会は、理事会が別に定める区域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部は、支部総会の議決により支部目的会費を定め、支部に属する会員に対し支部目的会費を徴収することができる。
- 3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第60条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が任免し、理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第61条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 一 定款
  - 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - 三 役員の名簿及び履歴書
  - 四 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - 五 総会及び理事会の議事に関する書類
  - 六 財産目録
  - 七 役員等の報酬規程
  - 八 事業計画書及び収支予算書
  - 九 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
  - 十 前号の監査報告書
  - 十一 その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、次条第2項に定める情報の公開に関する規程によるものとする。
  - 3 第1項各号に掲げる帳簿、文書及び書類等は、作成した事業年度終了の日から別に定める期間、保存するものとする。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第62条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、及び財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めによるものとするほか、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第63条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、法令の定めによるものとするほか、理事会の議決により別に定める。

(公告)

- 第64条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補則

(理事会規程)

- 第65条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

(委任)

- 第66条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則（平成23年5月19日通常総会）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は田端隆とする。
- 4 この定款の一部改正は令和2年6月3日より施行する